

株式会社九電工 社外役員の独立性判断基準

株式会社九電工は、以下の事項に該当しない場合、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に独立性があると判断する。

社外役員本人、配偶者又は二親等以内の親族について

- (1) 現在において当社又は当社グループ会社の業務執行者である者、又は当該就任の前 10 年間に於いて当社又は当社グループ会社の業務執行者であった者
- (2) 当社の取引先であって、当社単体の直近に終了した過去 3 事業年度のいずれかにおいて、当社に、当社単体のその事業年度の売上高の 2% を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者である者、若しくは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者である者
- (3) 当社を取引先とする、当社単体の直近に終了した過去 3 事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先単体のそれぞれの直近に終了した事業年度の売上高 5% を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者である者
- (4) 当社単体の直近に終了した過去 3 事業年度のいずれかにおいて、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に 1,000 万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く）を受けている者（報酬を得ている者が団体である場合は、その団体に所属する者）
- (5) 当社単体の直近に終了した過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円を超える寄付又は助成金を受けている団体等に所属する者
- (6) 実質的に当社の議決権の 10% 以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者

以 上

【注記】

業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の職員、従業員をいう。